

Title	十六世紀フランスにおける寛容に関する諸概念について(下)
Author(s)	和田光司
Citation	聖学院大学論叢, 21(2): 125-139
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/refs/modules/xoonips/detail.php?item_id=944
Rights	

聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

十六世紀フランスにおける寛容に関する諸概念について（下）

和田 光 司

Idea of Tolerance in Sixteenth Century France, final part

Mitsuji WADA

This paper intend to analyse the idea of « Concorde » in Sixteenth Century France, and the changes of the usage of « Tolerance » after the Edict of Nantes.

Key words: Concorde, Tolerance, Edict of Nantes, Huguenot, Protestant

5. コンコルド

16世紀前半のフランスでは非主流派宗派の容認に関してドゥスールを中心とした君主の個人的倫理が中心であった。しかし世紀の後半では、プロテスタントの政治党派化による宗教戦争の勃発により、国家の維持を枠とする集団的倫理の方に中心が移る。この論調の中心となったのは、王国の司法官僚の中核を占めたポリティーク派であった。彼らは、宗教的価値の絶対性を根拠に内乱を引き起こす勢力に対し、宗教的共同体から区別されるべき、国家という政治的・市民的共同体の自立的価値とその保全を説く。現在の国家について、戦争 ^{ゲール} guerre, 騒乱 ^{トルーブル} trouble, 無秩序 ^{ディスコルド} discorde などによって引き起こされたフランスの惨状が語られる。これはいわば絶対的な悪であり、病気のアレゴリーがしばしば用いられる。国家は病に瀕しているとして、そこからの回復が訴えられる。それは非主流派宗派を許容してでも、内戦の停止を優先させるという方策に他ならない。回復状況としての理想的価値が強調されるが、それが国家の平和 ^ベ paix, 統一 ^{ユニオン} union, 一致 ^{コンコルド} concorde, 休息 ^{ルポ} repos, 静穏 ^{トランキリテ} tranquillité などである。これらはそれ自体として成立するというよりも、悪徳の克服として描かれる、いわば臨床的な徳とでも呼ぶべきものである。統一 union は一致 concorde と、休息 repos は静穏 tranquillité と同義語的に一対として用いられることが多い。平和 paix はしばしば後二者と併置されている。これらの諸価値は国家自体の存続に関わり、緊急的な絶対性を備えたものである。そして国家という枠を前提とした価値であって、これから自立したものではない。

このようなポリティーク派の主張が最も明瞭に現れているのが、16世紀の諸平和王令の序文であ

る。王令によって用語やニュアンスの相違はあるが、言説の論旨はほぼ一貫している。用語を紹介しつつ論旨を総括すると、次のようになる〔注内の数字は出典の平和王令が対応する内戦の次数を示す。一月王令は0で示した〕⁽⁷¹⁾。現在国家は騒乱 trouble, 反乱 sédition, 戦争 guerre, 騒動 tumulte, 混乱 confusion, 無秩序 discorde に陥っている⁽⁷²⁾。これは悪 mal, maux, 不幸 inconvéniens, 災難 calamité, 悲嘆 désolation をもたらし、行き着くところは王国の減退 diminution, 損害 dommage である⁽⁷³⁾。王は民に救済 salut, 休息 repos を確立することを願っている⁽⁷⁴⁾。現在の状態は王国の病であり、治癒されなければならない。その治癒法には第一章で見たドゥスールによるものと、厳しさ sévérité, rigueur すなわち処罰や武力によるものがある⁽⁷⁵⁾。王権は後者の道を探り内戦に及んだが、その結果は悪 mal, 抑圧 opprésion, 不正 infure⁽⁷⁶⁾ や殺人, 復讐, 強奪, 都市の略奪, 教会, 会堂の廃墟などをもたらしただけで、王国の破滅 perte へと至るであろう⁽⁷⁷⁾。臣従は武力よりもドゥスールによる方がより有効である⁽⁷⁸⁾。この道の選択こそ、絶えざる王の本意に他ならなかった⁽⁷⁹⁾。こうして民を平和 paix, 統一 union, 一致 concorde, 休息 repos, 静穏 tranquillité へと導き、戻し、そこにおいて一致 unir, 和解 reconcilier させるために、当平和王令が発令される。これにより国家の救済 salut, 休息 repos, 維持 conservation が実現し、光輝, 豊かさ, 力, 威信が国家に打ち立てられる⁽⁸⁰⁾。

同様の論調は、ポリティーク派の言説において、平和王令以外にも極めて広範に見られるものである。例えばロピタルは1560年のオルレアン全国三部会の開会演説で統一, 一致, 休息, 静穏, 合意 accord, 同意 consentement の価値を述べ、特に宗教間の平和, 休息を称揚し、反乱鎮圧の必要を説く。彼は、翌年のサン・ジェルマン・アン・レ全国三部会の開会演説でも「我々が新宗教の者たちと平和に (en paix) 生活し、彼らを愛し続けているように、様々な見解の者と安らかに (en repos) 生活することは可能である」と語り、他の個所で休息や静穏の価値を強調している。同年のボワシー討論の開会演説でも休息や静穏の強調は同様である⁽⁸¹⁾。パキエも『親裁顧問会議の王侯貴族への勧告』の中で一致を二度用いており、うち一度は「一致と統一」concorde et union の形である⁽⁸²⁾。ボダンの『ヘプタプロメーレス』仏訳でも一致が強調されている。ここでも一致と統一を一对で用いる用法が頻出している⁽⁸³⁾。

このように、平和 paix, 静穏 tranquillité, 休息 repos, 一致 concorde, 統一 union は、16世紀後半のフランスにおいて宗教的休戦, 宗教平和を指し示す中心的概念とされていた。それゆえ、我々はこれらを非主流宗派許容の概念と見なすことが可能である。これらの諸概念の中で特に注目するのがコンコルドである。ちなみに、この概念は現在の学界で注目を集めているが、これは初めに述べたチュルケッティという一宗教史家の研究の影響である。本章も彼の研究に着想を得たものであるが、しかし彼の研究には問題点もあり、筆者は本章でその修正を試みている。これについては末尾に補説として論じた。さて本論に戻り、コンコルドが我々にとって注目に値するのは、それはこの概念がポリティーク派の言説の問題点を最も明瞭に示しているからに他ならない。その問題とは、教会再統一運動との関連である。教会再統一運動とは何か。まずこの運動の概略を説明した

い。宗教改革後、武力ではなく公会議開催という平和的方法によるカトリックとプロテスタントとの再統一、という理想が生ずる。その際、公会議は教会全体による場合もあれば (le Concile général), 国家単位の場合もある (le Concile national)。いずれにせよ、この思想はエラスムスを源流とする人文主義の流れに属し、カトリック側ではゲオルク・カッサンデルやゲオルク・ヴィツェルを代表的論客とした。プロテスタント側の受け皿になったのはメランヒトンやブツァーである。この運動は1530年のアウクスブルク帝国議会の後に本格化し、1534年と1539年のライプチヒ、翌40年のハゲナウ、翌41年のヴォルムスでの諸宗教会談、1541年と46年のレーゲンスブルクでの帝国議会、1557年のヴォルムスの宗教会談と続いていく⁸⁴⁾。フランスにおいても、1561年のポワシー討論でフランソワ・ボードワン、クロード・デスパンスといった人々が両宗派の統一のために活躍し、カルヴァンから「仲介者たち」(モワイヤヌール) と非難されている⁸⁵⁾。

教会再統一運動は平和王令にも深い影響を及ぼしている。平和王令は、少なくとも法思想的には、あくまでも公会議開催による宗教的統一を前提にした仮のものとして発布されているのである。一月王令や第一次のアンボワーズ王令や第六次のベルジュラック王令に、この公会議までの一過性は明記されており⁸⁶⁾、その他の王令においても、これが暗黙の前提になっていることは十分に理解可能である。この公会議による統一の理想はポリティーク派の著作に広く見られるものであり、パキエの『勸告』やロピタルのポワシー討論の開幕演説にも表されている⁸⁷⁾。それは、宗教問題に関する当時のパラダイムであった、と考えることができよう。

この教会再統一運動の合言葉となったのが、「コンコルド」であった⁸⁸⁾。今手元の辞書でコンコルドを調べてみると、その原意は「心を共にする」であることがわかる。ラテン語において「共に」を意味する前置詞 cum から派生した con と「心」を意味する名詞 cors が合わさってできたラテン語の形容詞 concors (心を同じくした、同意した、一致した、調和的な) から名詞の concordia が派生し、これがフランス語の concorde となった。この語は遅くとも12世紀には出現しており、16世紀には同意や和解といった意味で用いられている⁸⁹⁾。コンコルドの宗教性、精神性は公会議との関連に限定されたものではない。例えば、ボダンの『ヘプタプロメーレス』^{コンコルド} 仏訳における concorde は、公会議というよりもギリシャ思想的な宇宙の調和 concorde de l'univers を前提とするものであって、キリスト教諸宗派に限定されない全宗教の一致が説かれている。トルコ人やペルシャ人はあらゆる宗教を受け入れるが、すばらしいコンコルドを有していると説かれ、彼らは模範とされる。同様に、ローマ皇帝により約200の諸宗教宗派の間でコンコルドが保たれた例が挙げられている⁹⁰⁾。コンコルドは、そのように当時の人々の宗教的想像力を掻き立て、人々が自身の宗教的想像を投影することのできるような、極めて象徴的な言葉であった。この語が教会再統一運動の合言葉となったのは、そのためである。

このコンコルドは、既に見たように平和王令にもそのまま用いられる。そして、ある種の語法の混乱が生じることとなった。すなわちコンコルドが用いられた場合、それが究極的な宗教統一の状

況を指すのか、あるいはその前段階である宗教平和、すなわち単なる休戦を指すのか、混同が生じるようになったのである。一般にポリティーク派は、宗教の絶対性を主張する勢力に対し、宗教的価値からの市民的・政治的価値の自立を唱えたと主張されている。しかし彼らの問題点は、その価値に対して、区別を明瞭にするような新たな語彙を確立することができなかったという点にある。このような用語法の未分化は、paix, union, repos, tranquillitéといったconcorde以外の宗教平和の概念にも生じている。これらの語もまた、公会議による宗教統一の状況を示すために用いられていたからである。例えばロピタルは1561年のサン・ジェルマン・アン・レの三部会で「私は宗教論争を教会人の判断にまかせ、……民をreposとtranquillitéに維持するというただポリスに関わることのみに関わるつもりである」と述べ、これらの概念が宗教的概念でなく市民的であることを明言する⁹¹。しかし同じ著者は翌年のアンボワーズ王令では、この王令による政治的統一の後に、「全教会の、あるいは国民の公会議が……王国にreposとtranquillitéの確かで真の(sûr et vrai)定着をもたらすことを期待する」⁹²と述べている。ここで両概念は根源的に宗教的なものである。政治的価値はより「確かで真」ではないもの、すなわちそれを一段レベルダウンしたものとなっている。当時の人々にとって、宗教統一の理想は絶対的ともいえるものであった。ポリティーク派の諸概念、諸価値はこの宗教的ニュアンスに多くを負っており、それなしにはプロパガンダとして有効になりえなかった。そして、その宗教的含蓄の豊かさにおいて、コンコルドは類義語のunion、あるいはreposやtranquillitéと比べて、際立っていたのである。

しかし、コンコルドのそのような広さ・豊かさは、いうまでもなく論旨の混乱と表裏一体であった。16世紀末のナント王令の時代には、公会議による統一実現は、次第に疑わしいと感じられるようになる。それは、平和王令の存在理由が^{レゾン・デートル}根底から揺るがされることに他ならない。そこで王権の側に、カトリック過激派に対し、平和王令のコンコルドを教会統一のコンコルドから区別して、後者を理想として掲げつつも、自立性を有するものとして前者の価値を認めようという動きが起こる。1599年に出版された先述の書『平和王令の遵守による^{コンコルド}国家の一致について』はそのような書である⁹³。匿名の著者は「国家のコンコルド」concorde de l'Estatと「宗教のコンコルド」concorde de religionを区別し、前者の後者への優越を主張する。この書において、単なるconcordeは前者を指している。議論の中心は前者であり、使用数も後者の30回に対し、前者が33回、concordeのみが31回である。著者は、ポーランドにおける宗教的多様性の例を挙げ、次のように述べる。

「地上の最も強大な諸敵国に対し、その国は〔国家の－筆者〕unionとconcordeにおいて維持されている。国家のコンコルドconcorde de l'Estatがまず存在していなければ、教会のコンコルドconcorde en l'Egliseが実現しないことは、自明の理である。……この国家のコンコルドが、宗教の分裂によって緩み、弱まることを否定するつもりはない。しかし、たとえ宗教のコンコルドが、このフランス王国の益のために非常に望ましく有益であるとはいえ、我々が現在これを得ることは不可能であり、またそれはこの国家のコンコルドの

ために絶対不可欠なものでもない、と私は言いたい。……どちらの宗教もこの国に〔国家の一筆者〕コンコルドを回復する力はない。宗教が多様であったとしても、君主の法や王令を遵守すれば、それを実現し維持できるのである⁹⁴⁾。

そして世界の様々な非キリスト教国家の例から、キリスト教なしでも国家が成立しうることを示し、「国家は宗教に何も依存しない」と結論する。教会のコンコルドは国家のコンコルドを維持し得ないが、その逆は真である。国家が宗教によって護られるのではなく、宗教が国家によって護られる。このように本書では、国家の宗教からの自立性と優越性がラディカルに説かれている⁹⁵⁾。concordeが精神的統一性を示すことに変わりはない。しかし、それは非宗教化が試みられ、遵法精神のようなものに置き換えられようとしているのである⁹⁶⁾。

この書の言説はいわゆるガリカニスムの主張へと連なっていくのであるが、今はそれに立ち入る余裕はない。いずれにせよ、その内実が何であれ、「国家のコンコルド」concorde de l'Etatは宗教から自立した国家的・市民的な精神的統一性を記した点で新しいと言えよう。しかし、それは新たな語彙ではなく、やはりコンコルドでなくてはならなかった。公会議は忘れられてはいない。宗教的ニュアンスに依存せざると得ないことは、この概念が国家的・市民的価値の自立のまさに過渡期にあることを示している。この後、アンリ4世の死後カトリック側の攻勢が本格化し、公会議の理想は急速に衰えていく。そのような17世紀の状況におけるコンコルド概念、あるいはそれを超えた市民的価値の検討は今後の課題である。

最後に、コンコルドは絶対的に非主流宗派を容認する概念だったのであろうか。コンコルドはあくまでも一致という状態を示すものであり、その過程については無規定であった。コンコルドは、ドゥスールやその類義語などの人文主義的な個人的徳を伴って初めて、そのような概念と成りえたのである。例えば、国家のコンコルドに至る道としては、ドゥスールと厳しさの二種類があった。第一章で見たように、平和王令はしばしばドゥスールのような個人的徳の主張を伴っていた。そして国家のコンコルドから宗教のコンコルドへの過程についても、同様に二種類の道が存在した。国家のコンコルドは政治的平穏を説いたものであり、その枠内での改宗等の非主流派宗派への圧力や差別を排除するものではない。ナント王令後の状況はまさしくそのようなものに他ならなかった。その意味で、ナント王令のコンコルドは王令廃止と無関係ではない。また、宗教のコンコルドは、それがカトリックへの一方的統合になるのか、プロテスタント的要素を認めたものかという具体的結果についても無規定であった。プロテスタントは、イングランドのようなプロテスタント国家としてのコンコルドを主張している。ポリティーク派は宗教的コンコルドについても、これを前述の個人的徳と関連させている。例えばロピタルは宗教統一の試みであったボワシー討論の開会演説でドゥスールを説き、ボダンの『ヘプタプロメーレス』仏訳は(宗教的)コンコルドをcharitéと関連させて説いている⁹⁷⁾。16世紀後半のフランスにおいて、非主流宗派容認の概念は個人的徳から集团的徳へと比重が移り、個人的徳は影を薄める。しかし、集团的徳がそのような概念であるには、

個人的徳の存在がやはり不可欠だったのである。

6. ナント王令とトレランス

16世紀においてトレランスは対象が悪であるがゆえに否定的性格を帯び、王権やプロテスタントから敬遠されていた。しかしナント王令によるプロテスタントの容認の影響でトレランスの用法にも変化が訪れる⁹⁸。王権とプロテスタントの側にトレランスの否定的性格の希薄化ないしは意味の好転、および使用の積極化が見られるのである。ここでナント王令体制についての4つの代表的な弁明書におけるトレランスの用法を見ていきたい。作品により主張には多様性があるが、何らかの形でトレランスのより積極的な使用の局面を示している点は、四書のいずれにも共通する。このことは極めて注目に値しよう。

まず、ツールーズの次席検事のピエール・ド・ブロワが1599年に著したナント王令の解説書、『平和王令論解』である⁹⁹。研究者はこの書について、その内容はアンリ4世自身の考えに非常に近く、ナント王令の解説書として最も正統的なものと見なしている¹⁰⁰。著者が特に意識しているのは、カトリック過激派に対する体制擁護である。ブロワはポリティーク派らしく、序文で教会と当局の支配の相違、および後者の前者への優越を主張し、王令の解説に入る¹⁰¹。この書は法律書であり、それもあって permission の使用が tolérance よりも遥かに多い。しかし、若干であるがトレランスが用いられている個所が存在する。著者はナント王令によるプロテスタントの許容について、次のように述べる。

「この許可は、当宗教に対して、「あたかも裁判官が正しく神法を命ずるように」合法的で理にかなったものとの是認を与える、正当な許諾と見なされてはならない。そうではなく、イシドールスがよき裁判官の義務や配慮について、「より悪い事態を避けるために不法を許す」と読者に語っているような、souffrance や tolérance として理解されなくてはならない¹⁰²」。

ここでトレランスは、カトリックに対する一弁法として用いられている。この語の使用については、カトリック側による「これは許されない」という否定的な使用法が目立ったことは既述した。著者はこの用法を逆手に取る。カトリックは、王がプロテスタントに法的認可（ベルミシオン）を与えたことを非難している。著者はカトリックに一歩歩み寄り、歩調を合わせ、カトリックこそが真であり、プロテスタントが偽であると明言する¹⁰³。新体制を「トレランス」と呼び、これが悪の容認であることを認める。しかし前章で見たように、これが政治的統一というより大きな価値、すなわち（国家の）「コンコルド」のためのやむを得ない手段であることを示す。ナント王令は「すべてのフランス人の間の一致（concorde）の法、統一と平和（union et pacification）の法」であり、「宗教に関して民に休息（repos）を与える」ものである¹⁰⁴。コンコルドは第一に追求されるべき価値

であり、その欠如、すなわち分裂は何としても避けるべきである。これこそ国家にとっての絶対的な悪とされる⁽¹⁰⁵⁾。そのように、トレランスはより大きな絶対的価値を前提にして初めてその価値を見出され、積極的な意味を与えられたのである。

政治的コンコルドが宗教的統一を前提にした一時的なものであるがゆえに、トレランスもまた便宜的なものであり、一時的なものでしかない。トレランスは本質的に一過性と結びつく。プロワは次のように明言している。

「この宗教の礼拝は、この状況が終わるまで、すなわちプロテスタントがよりよく教導され、聖霊によって誤りや異端について良心において納得するまで、この王国において存続しトレランスされる (tolérer) ものである」⁽¹⁰⁶⁾。

プロワによれば、ナント王令はルイ14世によるその廃止を、暴力的方法はともかくとして、すでに可能性として含んでいた、ということになるであろう。

続いて、同年に出版された『平和王令による国家の一致について』は、前述のように「国家のコンコルド」concorde de l'Etat と「宗教のコンコルド」concorde de religion を区別した書である。この匿名の著者は、トレランス、及びその同義語をプロワよりも遥かに積極的に用いている。法的・中立的なペルミシオン以上にトレランスやその同義語を頻繁に用いているが、これは本書が法律書でなく、政治的プロパガンダの書であることも反映している⁽¹⁰⁷⁾。最も多用されているのは *suffrir* であるが、名詞形では回数は少ないもののトレランスのみが用いられている。

著者は前記のプロワと同様に、コンコルドという、より高い絶対的価値のためにトレランスが不可欠であると主張する。「国家のコンコルドを獲得し、維持するには、二宗教 *deux religion* の自由な礼拝を取り去る (*tollir*) ではなく、トレランス (*tolérer*) しなくてはならないことは、自明の理である」⁽¹⁰⁸⁾。プロワも同様の内容を各所で述べているが、彼の著作があくまでもナント王令の解説書であったのに対し、この『国家の一致について』ではこの点がまさに議論の中心となっている。注目すべきは、その用法がカトリックをも含んだ形での、*tolérance de deux religion* (二宗教のトレランス)とされている点である。著者はプロワと異なり、カトリックが真であるとは語らない。「一国家一宗教」という理想は維持されてはいるものの、宗教的な真偽の問題は棚上げにして、一般論として二宗教の共存を主張する。こうして宗教的価値は影を薄くし、カトリックを含むことによってトレランスの否定性も薄められている。またトレランスはしばしば、宗教などの自由と結びついて「自由とトレランス」(*liberté et tolérance*)と記されており、これもまた否定的ニュアンスの希薄化に寄与している⁽¹⁰⁹⁾。以上のように、この書においてトレランスの用法の変化は、プロワの作品よりも一層明瞭である。

ところで、この書では中心的な個人的徳目の一つとして「忍耐 *patience*」が非常に強調されている。それはナント王令体制をもたらした、アンリ4世の個人的徳として賞賛される。また、古代の迫害期のキリスト教徒の個人的徳として、人々を改宗に導いたのがこの徳であるとされ、暗に暴力

十六世紀フランスにおける寛容に関する諸概念について（下）

による改宗を求める勢力を戒めている⁽¹¹⁰⁾。先述のように、16世紀の非主流派宗派の容認についての個人的徳はドゥスール、シャリテ、クレマンヌなどが中心であり、忍耐のこのような強調は特異である。忍耐はキリスト教やストア主義における古典的徳であり、徳ではないトレランスとそのニュアンスは異なる。しかし意味の類似する「忍耐」の高揚は、トレランスの否定性の緩和と決して無関係ではないであろう。

第三に、コンコルド・ジェネラル 訴願審査官ニコラ・パキエがアンリ4世死後の1611年に著した『フランスの全体的一致についての民への勧告』である。この書も、政治的コンコルドの価値とその手段としてのトレランスを説いている。「二つの宗教をトレランスする」(tolérer deux religions) という語法が同書でも用いられていることは、注目に値する⁽¹¹¹⁾。また、他国の例を示して、二宗教のトレランスがフランス独自の新奇なものではないと弁明しているが、これは前二書にはない同書に独自の点である⁽¹¹²⁾。

最後に、匿名の著者によるルボ・ビュブリック 『国家の休息を願う善良なフランス人プロテスタントから王国の改革派教会に宛てた戒告』を紹介したい⁽¹¹³⁾。同書はそれまでの3つの書と異なって、カトリックへの弁明ではなくプロテスタントに対する警告の書であり、アンリ四世死後の1613年に出版されたものである。王は1610年に亡くなり、親スペインの王妃マリー・ド・メディススが摂政に就く。これはプロテスタントと王権との関係に新たな局面をもたらし、トレランスの語の使用についても新たな展開をもたらした。同書には、そのような当時の状況がよく示されている。

王の死の翌年、プロテスタントはソミュールに集まり今後の対策を検討した。そこで、プロテスタントの恒常的な地方執行機関である地方評議会を存続させる決定がなされる。アンリ4世はしばしば個人的采配により、ナント王令の枠を超えてプロテスタントに有利な政策を行っており、時にはこの王令による制限に反することさえあった。ナント王令で廃止された地方評議会の再建もその一例である⁽¹¹⁴⁾。王は治世の間、これを幾つかの地方に例外的に認めており、存続のためには、法的形式として次代の王、この場合には摂政の許可を新たに得る必要があった。しかし王権への不信により軍事的脅威を感じた彼らは、これを独断で存続させ、さらには全国への拡張を決定する。王権側はこれを武装蜂起の兆しと受け取り、緊張が一層高まった⁽¹¹⁵⁾。この書はプロテスタントの急進的な動きを戒めるために、王権側の反論として書かれたものである。著者は国王側近の穏健な一プロテスタント官僚という形を取っているが、真偽は定かではない。

この書の一部に「亡き王のトレランスを根拠に地方評議員やその取り巻きたちが行っている訴えについての回答」と題された部分があり、ここにトレランス概念を巡る両者の対立が示されている。ナント王令発布後、王権側にトレランスや類義語の使用の積極化、および否定的ニュアンスの緩和が見られたことは、すでに見た。プロテスタントはこの流れに便乗して、王の死後、トレランス概念の強引なアプロプリアションを試みる。権利獲得のため、トレランスを一層肯定的な意味に解釈しようとしたのである。王権はこれに対し、手綱を引き締め、トレランスに対する肯定的発言を控え、逆にこの語が本来有していた否定的性格を再確認しようとする。少し長くなるが一部を引用し

たい。

「プロテスタントの地方評議員やその取り巻きたちは、「亡き王は評議会をトレランスした (tolérer)」といているが、はたして我々 [王権-筆者] はその通り受け取って、今同じ事をなすように義務付けられていると考えるだろうか。国事に関する人物や機会の多様性は、「このトレランスと言われているもの」(ceste prétendue tolérance) を根拠に主張されるすべてのことを覆すに十分ではないのか。「あらゆるトレランスは正当的権利としての結果をもたらす」などと、かつて誰が語ったであろうか。いかなる方法によっても正当化されえないことをトレランスした (tolérer) という、どれほどの事例があるというのか。……要するに、「君主が何かをトレランスする (tolérer) なら、後継者も同じトレランスを余儀なくされる」などという国家の格言は、不正かつ有害であり、また新奇なものである」。

続いて、独断による地方評議会の全国への拡張に対して、以下のように述べる。

「しかし仮に、王がそれを知っておられたならば、良しとされたであろうか。彼らは、そうだとする。なぜなら王は評議会なるものをトレランスされた (tolérer) のだから。確かに、もし正しい事のみがトレランスされる (tolérer) のであれば、この理屈も通るかもしれない。しかし既に述べたように、国事に関しては時として最も不正なことが一時的にトレランスされる (tolérer) のである。私は強く言いたいのだが、三ないしは四の地方に評議会があっても、王は動揺されなかった。しかし、もし王が、ご自身の王令 [ナント王令-筆者] に反した法令⁽¹¹⁶⁾に従って、他のすべての地方がそれを真似たこととお知りになったとしたら、それをトレランスされた (tolérer) であろうか。軽微と見なされることについては、トレランスされる (tolérer) ことがしばしばある。しかし、それが限度を越えており、結果が危険であると考えられるならば、完全に取り去られるのである」⁽¹¹⁷⁾。

「このトレランスと称されているもの」との言述から明らかなように、プロテスタントは他の類義語ではなく「トレランス」の語に特別な位置を与えており、「トレランス」使用の特殊化が始まっている。プロテスタントはプロパガンダのために、宗教問題に関するアンリ4世の自分たちへの対処の方法を一語で呼び表わそうとし、そこに「トレランス」の語を用いたからである。そして、この語が意図的に頻繁に使用されている様子も伺える。なぜ他の類義語でなくトレランスであったかはわからない。先述の『平和王令による国家の一致について』^{コンコルド}でも名詞形はトレランスしかなかったが、王の治世中にこの傾向がすでに一般的になっていた可能性もある。いずれにせよ、このような「トレランス」の特殊化、使用の積極化、及びある具体的な歴史状況との結びつきは、この概念の発展史において極めて重要であろう。そしてそのような変化はプロテスタントの側のみならず、王権側の本書の著者にも見られるものであった⁽¹¹⁸⁾。

王権側もプロテスタント側も、アンリ4世のプロテスタント政策を「トレランス」と呼んではい

るが、その語の意味するところは異なっている。王権側のトレランスは「不定冠詞付」、プロテスタントのトレランスは「定冠詞付」のトレランスとでも表現しよう。王権側にとって、アンリ4世の処策は様々なトレランスの一例でしかすぎず、この場合にはトレランスの一般的な語意が具体的状況に先行している。しかしプロテスタントにとっては彼の処策こそがまさしく「トレランス」に他ならず、ここでは状況が語意に先行しているのである。

王権側は、「トレランス」の語を従来の語法に忠実に、悪を対象とした一時的な容認として確認する。ここではカトリック側に対する弁明書の場合⁽¹¹⁹⁾と異なり、「トレランス」本来の語意に近い用法に戻っている。プロテスタントは、より現実的に国内の一軍事勢力とみなされ、国家への危険性を有するむきだしの悪として、際立っている。トレランスの一時性については、王の個人的采配という恣意性が強調される。それは王令廃止などの王の介入可能性を保証し、また王の代が代われれば無効となる。

王権側にとって王の動機となるのは政治的プラグマティズムである。しかし、プロテスタントはここに王の彼らに対する「好意」を読み込む。トレランスは「認め得ないものを取って認めること」であるが、彼らにとって、それは善悪を超えた王の好意の結果なのである。王はプロテスタントの根源的要求のよき理解者であって、ナント王令はこの好意の結果として生じたものである。王は、時にはこの王令に反する処置さえ取って行ったが、それも好意の証しに他ならない⁽¹²⁰⁾。プロテスタントのプロパガンダの中で、そのような好意は絶対化され、将来に向かって規範化された過去とされる。それは、この宗教的マイノリティに権利の正統性の根拠を与え、王権とプロテスタントとのあるべき姿を示すものである。王権はこれによって義務付けられ、彼らの利益に最終的な責任を有することとなる。それは国法の形式的違法性さえ超越する。王の代替わりにかかわらず、その権利は継続的とされ、王権側の一時性の主張と真向から対立することになるのである。

「トレランス」の語法は、過激派カトリックが主として用いていた元来の用法、プロテスタントによる肯定的用法、そしてその間で、ある時は否定性を弱め、またある時は強調する王権の用法というように、論者により多様であった。そしてナント王令により、この語の使用の特殊化、積極化が生じる。「トレランス」はアンリ4世との関連を見出し、用法の多様性は「トレランス」の語意をめぐる論争を引き起こした。ところで、このような用法の多様性が、明瞭な承認でも否認でもないその中間状態、という「トレランス」本来の曖昧な性格と大きく関わっていることは多言を要しないであろう。そしてその曖昧さは、プロテスタントとカトリックの唯一の仲介者として、両者の微妙なバランスを取りつつ国内の統一を目指した王権にこそ、最も適合的であった。「トレランス」の台頭には、ナント王令体制という当時の歴史的状況による要請が大きく関わっているのである。その意味で、トレランスと絶対王政成立との関連は密接である⁽¹²¹⁾。

「ナント王令はトレランスだったか」。しばしば聞く問いである。ナント王令は、当時の人々にとって、まさしく「トレランス」であった。それは、その曖昧な用法をも含めて、である。ナント王令

体制自体が、当時の人々にとっては「曖昧な」存在だったのである。しかし、当時の「トレランス」が現代の寛容と異なることは言うまでもない。我々がその問いにどう答えるか、それは我々のトレランスの定義それ自体にかかっているといえよう。

お わ り に

16世紀フランスにおいて、非主流宗派の容認の主張に使用された概念については、前半はドゥッセルなど、君主の個人的徳を中心としたものが主であったが、後半になるとコンコルドなどの国家の統一を表す集団的徳へと比重が移る。しかし、そこには個人的徳がやはり不可欠であった。またこの集団的徳の絶対視の下に、その実現のための必要悪として、それまで注目されていなかったトレランスが次第に重視されるようになる。それはトレランスの曖昧さのゆえであったが、曖昧さは解釈の多様性をももたらすことになった。このような16世紀の状況が、カトリックの攻勢やプロテスタントの非政治化、絶対王政の伸張、国際的宗教戦争の勃発などを特徴とする次の時代にどのように変化していくのか、それは今後の課題としたい。

[補説, チュルケッティのコンコルド研究の問題点]

現在フリブール大学に所属するスイスの宗教史家マリオ・チュルケッティは、「仲介者」と呼ばれたフランスの教会合同主義者の研究を本来の専門としていた⁽¹²²⁾。そこで彼が「発見」したのが、コンコルド概念である。彼はそれまでの研究を一層発展させ、1985年にある論文を発表する⁽¹²³⁾。それは当時の平和王令が、この公会議による統一を前提としていたものであることを主張したものであった。特に彼の念頭にあったのはナント王令であり、ピエール・ド・プロワの著作から、この王令とコンコルドとの関係を指摘した。

ここまでの彼の言説は極めて実証的であるが、しかし彼はそれに止まらず、同じ論文の中で、いわゆる伝統史学における寛容史叙述の批判へと向かう。16世紀に関して、第三共和政以来伝統的に寛容と呼ばれてきた思想や政策の大半が、宗教多元主義的な、いわゆる近代における「寛容」とは異質であることを示そうとしたのである。彼は、その「寛容」と対比するために、16世紀以来の宗教的統合を前提とした非主流派宗派の一時的容認を「コンコルド」と呼ぶ。彼にとっての「寛容」とは、統合を前提としない容認のことである。そして1985年の論文を初めとして、それ以後の著作でも、この二項対立の枠組を用いていく。これにより、ナント王令、エラスムス、ポリテイク派など、今まで近代的寛容と無批判に同一視されてきたものが、「コンコルド」、すなわち宗教的統合を前提としたものであり、これとは異質であることを示そうとしたのである⁽¹²⁴⁾。彼の、非主流派宗派の容認に関する歴史性の主張は反響を呼び、特に1998年のナント王令400周年以後、いわゆる「寛

容」に関する学界の動向や歴史叙述に、大きな影響を与えている。

しかし、そのような彼の「寛容」批判には、問題点が多い。彼は「寛容」批判のために、「寛容」に関する諸概念の歴史的研究に向かわず、「寛容」対「コンコルド」の図式へと流れる。確かに、この二項対立の分かりやすさのゆえに、彼の主張は学界の反響を呼ぶことに成功した。しかしそれは伝統的寛容史が拠り立つ「寛容」対「不寛容」の二項対立の一変形にすぎず、二項対立的思考が有していた問題点も引き継ぐことになる。「寛容」対「不寛容」においては、実質的に不寛容が寛容に優先しており、寛容とは不寛容の否定、すなわち「反不寛容」に他ならない⁽¹²⁵⁾。「寛容史」とは、不寛容に対置される様々な思想・政策・事件の羅列である。そしてチュルケッティの二項対立においては、近代的・多元主義的「寛容」が先行する。「コンコルド」とは、統合を前提とする様々な「反寛容」の総体であり、それ自体無規定である。彼の議論においては、文中に現れる「コンコルド」の意味は一定しておらず、論旨の混乱が多い。そもそも彼においては、分析的概念としての「コンコルド」と歴史的概念としての「コンコルド」との区別は曖昧である。歴史的概念としてのコンコルドは、教会を示す場合と国家を示す場合が区別されておらず、また統合の方法も強制による場合と穏健な場合とが区別されていなかったが、その曖昧さがチュルケッティの分析にそのまま持ち込まれている。その際、特に問題となるのが、ナント王令やポリティーク派など、いわゆる「政治的寛容」と呼ばれていた諸事項である。これらは同じコンコルドとして暴力的迫害と同じレベルで論じられることになるが、彼もさすがにそれは無理と考えたようで、苦勞の跡が伺える。これらは、コンコルド以外にも、あるときは「政治的コンコルド」(concorde civile)、ある時は「相対的寛容」(tolérance relative)などの用語で呼ばれ、その用語法は極めて不安定である。そのように彼はコンコルドの曖昧さについて、意図的に無自覚であろうとしている。本論文の第五章は、逆にその曖昧さをポリティーク派の問題点として考察したものである。

また16世紀の「寛容」についても、カステリオンがその代表とされているが、彼の宗教併存の主張を公会議による再統一運動と対立的に捉えるには無理があり、いわんやそこに近代の宗教的多元主義を短絡的に結びつけることはできないであろう。

以上が私見によるチュルケッティの言説の問題点であるが、特にナント王令400周年以来、彼の影響により一般の研究者にも同様の傾向がしばしば見られることを最後に注記しておきたい。

注

(71) Stegmann, *op.cit.*.

(72) trouble (0,1,2,7,8), sédition (0,1), guerre (1,2), tumulte (0,1), confusion (6,8), désordre (7,8)。一月王令では sédition の (5回)、第一次のアンボワーズ王令では tumulte の (3回) 使用が目立つ。第二次以後、王令本文中で戦争を指すために trouble の用語が多用されるようになる。

(73) この分裂の結果はロビタルの筆による0,1,2,3の序文のみに表わされている。mal, inconvénience, diminution et dommage du royaume (1), maux, calamité, désolation (2)。

- (74) 6。
 (75) remédier (2), remède (0,1), douceur (0,4), sévérité (0), rigueur (6), punition (0), arme (1), force (4)。
 (76) 2, 3。
 (77) 1。軍事力による再統一の失敗は、民の不服従、頑迷、悪意による (0)。
 (78) 1,4。
 (79) 0。
 (80) paix (0-本文中, 2,3,5,8), tranquillité (5,8), repos (2,3,5,6,8), concorde (0,2,3,5,8), union (012,3,5,8), rappeler (1), remettre (2,3,5,6,7), établir, rétablir (1,6,8), unir (1), reconcilier (1,5), contenir, entretenir (0), salut (1,8), conservation (1), splendeur (8,6), opulence, force (8)。repos は4の本文中で repos public (国家の安息)とも言われている。

実例として、例えばロピタルの手による一月王令や第二次のロンジュモー王令の序文は、以下のようにある。

一月王令－「我々の王国は、宗教の意見の相違と良心のためらいが臣民の間に引き起こした騒乱、反乱、騒動 (troubles, séditions et tumultes) によって、痛めつけられ、ゆがめられてきた。……我々は、この戦争から生じたすべての悪や不都合が王国の減退と損傷を生じさせている事情を知り、またそのような治癒法 [武力のこと－筆者] は不適切であって我々の大いなる滅亡をもたらすことを体験して、なすべき最善の方法は、主の限りない恩寵と善意により頼み、その助けを得て我々のドゥスールによってこの病の痛みを鎮めること、すなわち我々の臣民に、統一 (union)、臣従の意識、神の名誉、王国の益や救済や維持 (bien, salut et conservation de cestuy nostre royaume) を思い起こさせて和解させることあると考えるに至った (Stegmann, *op.cit.*, pp.8-9)」。

ロンジュモー王令－「我々の王国が長期に亘り傷められ、今なおそうである騒動や戦争によって生じた大いなる悪や災難を鑑み、……我々は騒動を終わらせてそこで生じた傷を癒し、絶えず意図していたように臣下を統一 union、一致 concorde、休息 repos、静穏 tranquillité に戻しそこで生かすことを求め……次のように命令……する (*Ibid.*, p.53)」。この序文は、彼が罷免された後の第三次のサン・ジェルマン王令でもそのまま使用された。

- (81) l'Hopital, *op.cit.*, t.I, pp.377-378, 391, 394-396, 449, 452-453, 469, 474。
 (82) Paquier, *op.cit.*, pp.64,86。
 (83) Bodin, *op.cit.* (1984), pp.183-186, 562, 569。
 (84) カメン、前掲書、第4章：R・シュトゥッペリヒ、森田安一訳『ドイツ宗教改革史研究』ヨルダン社、1984年、152-160, 167, 193-5頁。
 (85) « Moyenneurs », A.Jouanna et al.éd., *Histoire et dictionnaire des guerres de religion*, Paris,1998, pp.1134-1136; H.O.Evenett, « Claude d'Espence et son "discourse du colloque de Poissy », étude et texte », *Revue historique*, 164, 1930, pp.40-51. 例えばデスパンス『当王国の自称改革宗教の牧師たちとなした二度の会議についての、豊かな論説、提示、回答、弁護を含む弁明』においても公会議や concordia が度々語られている (Claude d'Espence, *Apologie contenant ample discours, exposition, response et deffence de deux conferances avec les ministres de la religion prétendue réformée en ce royaume*, Paris, 1569, pp.383, 385, 387)。この二名の著作や演説はほとんどラテン語でなされている。
 (86) Stegmann, *op.cit.*, pp.9, 10, 33,132。
 (87) Paquier, *op.cit.*, p.85; l'Hopital, *op.cit.*, t.I, p.478. ただし、ボダンの『国家論』や『ヘプタブロメーレス』、カステリオンの『異端論』や『忠告』にはこの種の言説は見られない。また、ドイツの1532年のニュルンベルク宗教平和や1548年の仮信条協定、1555年のアウクスブルク宗教平和なども同様の性格を有していた (カメン、前掲書、127頁；シュトゥッペリヒ前掲書、135, 191頁)。
 (88) 1536年のヴィッテンベルク一致信条、1549年のチューリヒ和協書、1577年の和協信条、1581年の一致信条書などのようなプロテスタント諸宗派・諸分派の間の統合運動も教会再統一運動の一部であり、チュルケッティによれば、ここにもコンコルド概念が見られる。Turchetti, *op.cit.* (1985), pp.341-342。
 (89) Greimas et Keane, *op.cit.*, p.133。

十六世紀フランスにおける寛容に関する諸概念について（下）

- (90) Bodin, *op.cit.* (1984), pp.179-180, 186, 569.
- (91) l'Hopital, *op.cit.*, t.I, p.449.
- (92) Stegmann, *op.cit.*, p.33.
- (93) 注28参照。cf.M.Turchetti, « L'arrière-plan politique de l'édit de Nantes, avec un aperçu de l'anonyme *De la concorde de l'Estat.Par l'observation des Edicts de pacification* (1599) », Grandjean et Roussel, *op.cit.*, pp.93-114.
- (94) *De la concorde de l'Estat*, pp.13-17, 24.
- (95) *Ibid.*, pp.25-41.
- (96) cf. B.de Negroni, *Intolérances : Catholiques et protestants en France, 1560-1787*, Paris, Hachette, 1996, pp.46-48.
- (97) l'Hopital, *op.cit.*, t.I, pp.469-470, 477-478 ; Bodin, *op.cit.* (1984), pp.183, 194, 569.
- (98) ナント王令に関しては、以下の拙稿を参照。「ナント王令－史料と内容（上）（下）」『聖学院大学総合研究所紀要』第37号, 2007年2月, 91－142頁, 第33号, 2005年10月, 490－501頁。
- (99) 正式な題は『宗教に関してフランスで生じた騒乱の諸平和王令について、及び国王シャルル9世、アンリ3世の約定・規定、国王アンリ4世の王宣についての論解』。*Conférence des Edicts de pacification des troubles esmeus au royaume de France, pour le fait de la Religion ; et Traitez ou Reglemens faits par les Rois Charles IX et Henri III et de la Declaration d'iceux, du Roy Henri III de France et de Navarre. Publiée en Parlement le 23 Feurier 1599. Pierre de Beloy, Conseiller du Roy et son Advocat général au Parlement de Tholose*, Paris, P. Lhuillier et Jamet Mettayer, 1600.
- (100) Turchetti, *op.cit.* (1985,1993).
- (101) *Ibid.*, pp.6-7.
- (102) *Ibid.*, p.381.
- (103) *Ibid.*, p.98.
- (104) *Ibid.*, pp.38, 44, 312, 316-317, 381. プロワは、王令は第一にカトリック再建のためになされたものであって、プロテスタントへの対処は第二義的にすぎないとも語っている (*Ibid.*, pp.36, 37, 42)。
- (105) 著者は「統一、一致、平和 (union, concorde, paix) がなければ、人間は野獣と同じ」であり、この法は「人間性 (humanité) の法」であると説く (*Ibid.*, p.321)。
- (106) *Ibid.*, p.125.
- (107) 法的な permettre 4回, licence 1回に対し, tolérer, tolérance 計5回, endurer 1回, supporter 1回, souffrir 64回。
- (108) *De la concorde de l'Estat*, pp.14-16.
- (109) 自由については第4章を参照。
- (110) *Ibid.*, f.51-52, 65, 79, 90. パシアンスは計5回用いられている。徳としては、その他ドゥスールの6回、クレマンズの5回が目立つ程度である。
- (111) Nicolas Pasquier, *Exhortation au peuple sur la concorde générale de la France*, Paris, Jean Petit-Pas, 1611.
- (112) *Ibid.*, p.27.
- (113) *Remontrance aux Eglises réformées de ce Royaume. Par un bon Français de leur Religion, désireux du repos public*, s.l., 1613.
- (114) ナント王令本文では、プロテスタントの軍事組織は容認されていない。全国組織の全国政治会議の継続・維持は、同時期に出されたブルヴェで個人的恩恵として例外的に容認された（前掲拙稿，下，五－2・3参照）。プロテスタントは地方評議会再建を1601年のサント・フォア会議で決定したが（L.Anquez, *Histoire des assemblées politiques des réformés de France, 1573-1622*, Paris, 1859, p.209), 何年のオルドナンスで承認されたかは不明。
- (115) この時プロテスタントは全国に評議会を設立するのみならず、有事とあらば複数の評議会が終結して「セルクル」と呼ばれる軍事組織を結成することを決議していた。J.Garrisson, *L'édit de Nantes et sa*

révocation, Paris, 1985, pp.51-52 ; D.Ligou, Le protestantisme en France de 1598 à 1715, Paris, 1968, pp.56-59 ; Anquez, op.cit., pp.247-250.

(116) 前々注参照。

(117) Ibid., p.8.

(118) 本書の言説において「トレランス」およびその動詞形の使用はほぼ排他的であり、使用数は極めて多い。この部分の題に「亡き王のトレランスを根拠に……」とあるように、著者も亡き王のプロテスタントへの対処の方法を「トレランス」と呼び、プロテスタントとの間に議論の場が成立している。そのような「トレランス」使用の特殊化や積極化、具体的歴史状況との関連は、おそらくは王権側に相当一般化していたと推測される。

(119) これらの書ではプロテスタントは単なる宗教勢力として論じられ、弁護を困難にする軍事的側面は捨象されていた。また理想論的性格が強く、コンコルドという理想の掲揚の下に、トレランスがいわば必然的に捉えられており、その一時性も宗教統一という理想的終結点を前提とするものであった。

(120) このような彼らのトレランスは「寛大」に接近している。リトレによれば、^{ジネネロジテ} *générosité* の元となる形容詞 ^{ジネネル} *généreux* の意味は「人間を在る状態よりも高め、他者のために自分の利益を犠牲にし、献身させようとする性向を有すること」である (Littre, op.cit., p.1955)。

(121) フランスのいわゆる伝統史学では、両者は対立的に捉えられるのが一般的であった。以下の拙稿を参照。「現代フランス・プロテスタントと「寛容」言説」、深沢克己、高山博編『信仰と他者－寛容と不寛容のヨーロッパ宗教社会史』東京大学出版会、2006年、299－326頁。

(122) 注3参照。

(123) Turchetti, op.cit. (1985).

(124) 注4, 93参照。

(125) 前掲拙稿 (2006年) 参照。